

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年6月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300244 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400006 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 11 年 4 月 1 日、喪失年月日を同年 5 月 15 日と記録し、また、同年 4 月の標準報酬月額を 22 万円と記録することが必要である。

平成 11 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 11 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日まで
請求期間において、A 社の厚生年金基金の記録はあるが、厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間における「勤務」に関する資料等について

企業年金連合会から提出された B 厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）の加入員記録から、請求者の加入員資格の取得年月日は平成 11 年 4 月 1 日、喪失年月日は同年 5 月 15 日と記録されていることが確認できる。

また、請求者の A 社に係る雇用保険の被保険者記録によると、資格取得日は平成 11 年 4 月 1 日、離職日は平成 12 年 6 月 19 日と記録され、同社から提出された請求者の労働者名簿によると、雇入年月日は平成 11 年 4 月 1 日、退職日は平成 12 年 6 月 19 日であることが確認できる。

なお、厚生年金基金の加入員資格の喪失年月日が平成 11 年 5 月 15 日と記録されていることについては、事業主の回答及び陳述によると、事業主が、同基金へ資格取得届を提出した後で、請求者から厚生年金保険の加入を希望しない旨の申出があ

ったため、資格喪失届を提出したことがうかがえ、請求者も加入を希望しないことを事業主に伝えた旨陳述している。

2 請求者の請求期間に係る厚生年金保険の資格取得届について

A社から提出された、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）及び健康保険被扶養者（異動）届の資格取得年月日は、平成11年4月1日と記載されている。

また、事業主から社会保険事務所（当時）に提出された資格取得届の正本は、本来、社会保険事務所に保管され、副本は事業主が保管するところ、C社会保険事務所の受付印が確認できる資格取得届の正本及び副本をA社が保管していることについて、日本年金機構は、被保険者住所欄が記載されていないため、届書に不備があるとして返戻したが、その後再提出されなかったと考えられるとしている。

さらに、A社が保管している資格取得届は、日本年金機構が指摘するとおり被保険者住所欄が記載されていないことが確認できる上、同社は、届出は完了したと思ひ、資格取得届を保管していた旨回答している。

加えて、オンライン記録によりA社の被保険者の記録を確認しても、整理番号に欠番はなく、資格取得処理の取消しなどの不自然な処理が行われた形跡は認められない。

したがって、請求者に係る取得年月日を平成11年4月1日とする資格取得届は、事業主が社会保険事務所へ提出したものの、社会保険事務所は不備のため返戻し、再提出されることなく事業主が保管していたと考えられ、事業主が保険料徴収権の時効消滅前に請求者の請求期間に係る厚生年金保険の資格取得の届出を行ったことを認めることはできない。

3 請求期間の厚生年金保険の被保険者記録について

オンライン記録によると、請求者の国民年金の資格取得日は平成8年2月10日、資格喪失日は令和元年*月*日であり、請求期間を含む全ての期間が国民年金の保険料納付済期間と記録されていることが確認できるところ、請求者は、A社に勤務した期間のうち、厚生年金基金の加入記録がある請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間に訂正することを請求している。

これらの事実及び事情を総合的に判断すると、請求期間については、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成11年4月1日、喪失年月日を同年5月15日と記録することが必要であり、同年4月の標準報酬月額については、請求者の厚生年金基金の加入記録の「報酬給与」から、22万円とすることが妥当である。

4 請求期間に係る厚生年金保険料の控除について

A社は、請求期間当時の給与明細書、賃金台帳等を保管していない旨回答しているため、請求者の請求期間に係る保険料控除等を直接確認することはできない。

しかしながら、事業主は、平成11年4月1日を資格取得日とし同年5月15日を資格喪失日とする届出は完了したと思っていた旨回答している上、給与の締切日が

末日で同年4月分の支払日が同年5月10日であったこと及び資格取得届に押印された社会保険事務所の受付印が同年5月12日であることを踏まえると、事業主は請求者の同年4月分の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除したと考えるのが自然であり、同社も、これらの状況を踏まえると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除したと思われる旨回答している。

したがって、請求期間に係る平成11年4月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認めるのが妥当であり、同年4月1日から同年5月15日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明と回答しているが、前述のとおり、事業主は当該期間に係る資格取得の届出を行っておらず、その結果、当該期間に係る保険料の納入告知は行われず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400007 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400007 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を令和元年 6 月 25 日は 35 万円、同年 12 月 23 日は 67 万 5,000 円に訂正することが必要である。

令和元年 6 月 25 日及び同年 12 月 23 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る令和元年 6 月 25 日及び同年 12 月 23 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 2 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年 6 月 25 日
② 令和元年 12 月 23 日

A 社から請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る支給月別一覧表により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けたことが確認できることから、当該支給月別一覧表に記載された賞与額により、標準賞与額を請求期間①は 35 万円、請求期間②は 67 万 5,000 円とすることが必要である。

また、請求者が提出した金融機関の取引明細書及び同僚の賞与明細書により、請求者は、請求期間に係る標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、請求者の請求期間に係る賞与の届出を年金事務所に対して行ったか否かについて、事業主は、当初、届出を行った旨回答しているが、その後、届出に関して事業主側に不手際があったことを認める旨回答している上、A 社の請求者以外の複数の被

保険者に関しても、賞与が支払われたにもかかわらず、オンライン記録には標準賞与額の記録がないことが確認されており、事業主が届出を行ったことを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、事業主が保険料徴収権の時効消滅前に請求者の請求期間に係る賞与の届出を行ったことを認めることはできない。

したがって、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明と回答しているが、前述のとおり、事業主は当該期間に係る賞与の届出を行っておらず、その結果、当該期間に係る保険料の納入告知は行われず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400040 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400008 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の船舶運営会（A社）における船員保険被保険者資格の取得年月日を昭和 21 年 4 月 1 日から同年 3 月 21 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 300 円とすることが必要である。

また、昭和 21 年 3 月 21 日から同年 3 月 31 日までの期間については、戦時加算の対象期間であると認められる。

ただし、昭和 21 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 3 年生
住所：

2 被保険者の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：大正 12 年生

3 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和 19 年 4 月 1 日から昭和 21 年 4 月 1 日まで
② 昭和 31 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで

請求期間①について、亡き夫の年金記録は、B社（現在は、C社）に係る厚生年金保険の被保険者記録となっているが、亡き夫の軍歴票（履歴原表）の入籍時の職業欄に「D職」の記載があることから、海軍に現役編入する前月の昭和 19 年 4 月は海軍の E 所属であることを示している上、当該軍歴票（履歴原表）に昭和 20 年 9 月 1 日に兵役解除の記載があること、亡き夫の船員手帳に「昭和 22 年 3 月 31 日船員動員令廃止ニヨリ解除」「22. 7. 1. 徴用解除手当支給有」の記載があることを踏まえると、亡き夫は兵役解除後の昭和 20 年 9 月 1 日から船員動員令廃止の日である昭和 22 年 3 月 31 日までは敗戦処理のため引き続き船舶に乗り組んでいたことを示しているところ、国家総動員法に基づく戦時海運管理令に関して昭和 19 年 7 月 18 日に閣議決定された「船員ノ身分ニ関スル件」（以下「船員ノ身分ニ関スル件」

という。)により、海軍にE所属(終戦まではF船員)として徴用されていた期間のうち、大東亜戦争の始期である昭和16年12月8日(真珠湾攻撃の日)から昭和22年3月31日(船員動員令廃止の日)までは船員保険の適用とすることが規定されていることから、請求期間①は船員保険の被保険者期間である。

また、請求期間①のうち、昭和19年4月から昭和20年8月までの期間については、「船員保険適用特例」により、海軍G船員は船員保険の適用であると規定されていることから、亡き夫が海軍G船員であれば、当該期間は船員保険の被保険者期間である。

亡き夫はこれらのいずれかに該当しており、請求期間①は船員保険の適用であったことが確認できるので、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録ではなく、船員保険の被保険者記録に訂正してほしい。

さらに、船員手帳に、H丸の乗船期間は昭和21年3月21日から同年5月20日までとの記載があり、同年3月は戦時加算の対象月でもあるので、当該期間は船員保険の被保険者期間にするとともに戦時加算の記録に訂正してほしい。

請求期間②について、運輸局に旧制度について問い合わせたところ、亡き夫の船員手帳の失業保険金支給関係の「被保険者であった期間」欄に「自昭和28年1月2日至昭和31年1月21日」の記載があるとして、同局は、「昭和31年1月は船員保険の被保険者であったことがうかがえるので、事故等があっても問題にはならない。月半ばの退職であっても事故等の補償が絡むため、船員保険被保険者資格の喪失年月日は翌月1日として処理を行うことになっている。」旨を回答していることから、亡き夫のI社に係る船員保険被保険者資格の喪失年月日を昭和31年2月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 本件訂正請求については、J厚生局長が令和元年12月27日付け*第*号により請求期間①及び②について、訂正を認めないとする決定をしたことに対して、請求者が令和2年6月26日に提起した不訂正決定の処分の取消しを求める訴訟により、請求期間のうち、昭和21年3月21日から同年3月31日までの期間について、訂正しない部分を取り消す旨の判決が確定している。

したがって、以下において、昭和21年3月21日から同年3月31日までの期間に対応する本件訂正請求における請求期間(昭和21年3月21日から同年4月1日まで)について判断の理由を述べる。

- 2 請求者が所持する訂正請求記録の対象者の船員手帳には、H丸の雇入年月日欄に昭和21年3月21日、雇止年月日欄に同年5月20日と記載されている上、A社及びI社の承継事業所であるK社並びに請求者から提出された船員保険被保険者票及び船員履歴カードには、H丸への乗船が同年3月である旨が記載されていることによると、訂正請求記録の対象者は、同年3月21日に船舶運営会A社を船舶所有者とするH丸にL職として乗船し、同年3月31日以降も継続して乗船し同年5月

20日に下船したと認められる。

したがって、訂正請求記録の対象者の船舶運営会（A社）における船員保険被保険者資格の取得年月日を昭和21年4月1日から同年3月21日と訂正することにより同年3月は船員保険の被保険者期間とした上で、当該3月の標準報酬月額を訂正請求記録の対象者に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社の船員保険被保険者名簿における同年4月の記録、船員手帳並びに日本年金機構の回答から300円として記録する必要があると認められる。

また、日本年金機構が保管する戦時加算該当船舶名簿によると、A社が所有するH丸は、昭和21年3月31日までは戦時加算該当船舶であることが確認できることから、上記訂正後の船員保険被保険者期間のうち同年3月21日から同年3月31日までの期間は戦時加算の対象期間であると認められる。

- 3 一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件であるところ、K社は、昭和21年3月21日から同年3月31日までの期間について、当時どのような届出を行ったか、保険料を納付したか、訂正請求記録の対象者に給与を支給したか等の事情は不明である旨を回答している上、請求者は、訂正請求記録の対象者の同年3月分の保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに訂正請求記録の対象者の同年3月分の保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

また、A社を承継したI社が所持又は管理していた船員保険被保険者票には、「船員課カード21.3月H丸乗船」とした上で、「取得21.4.1」としていることから、当時、A社としては、訂正請求記録の対象者を昭和21年4月1日から船員保険に加入させ、同年3月分の船員保険料を給与から控除していなかったと考えるのが自然である。

以上のことから、訂正請求記録の対象者が船員保険被保険者として昭和21年3月分の保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る船員保険被保険者資格の取得年月日については、船員保険被保険者台帳（旧台帳）だけではなく、I社が所持又は管理していた船員保険被保険者票等においても、昭和21年4月1日と記載されている。そして、K社は、昭和21年3月当時においてどのような届出を行ったかは不明である旨を回答し、当時、A社が訂正請求記録の対象者の資格取得年月日を同年3月21日とする資格取得届を提出したことがうかがえる事情は見当たらない。

以上のとおり、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領により検討すると、厚生年金特例法及び厚生年金保険法第75条ただし書該当として積極的に評価できる事情はうかがえない。

したがって、昭和 21 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。